

平成25年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成25年12月17日(火) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例

議案第14号 監査委員の選任について

議案第16号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

議案第17号 両小野国保病院組合規約の変更について

議案第19号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費15目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費中1目し尿処理費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

陳情12月第1号 最低制限価格の設定に関する陳情

出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君
議長	五味	東条	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局長	宮本	京子	君	事務局次長	石川	忍	君
庶務係長	小澤	秀美	君				

午前9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。少し時間より早いですけれども、全員おそろいでございますので、ただいまから12月定例会総務環境委員会を開催いたしたいと思っております。本日の委員会は、委員全員が出席しております。

それでは、審議に入る前に理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

副市長 改めまして、おはようございます。大変お忙しい中、総務環境委員会を開催をいただきましてありがとうございます。私どもからは条例案件ほか審査のお願いをしております。慎重審議の上、原案どおりお認めいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会の付託案件表のとおりでございます。陳情1件ありますので、よろしくお願ひします。日程については副委員長より説明させます。

副委員長 おはようございます。総務環境委員会、お願ひしているわけでございますが、ただいまより進めまして、おおむねでございますが午後には陳情まで行けるのではないかと、こんなふうにも思っておりまして、視察の関係でございますが、今のところこの委員会では用意してございませんので、そんなことをお願いを申し上げたいと思ひます。それと懇親会でございますが、6時ころからならい荘ということで、ちょっと遠くなるわけでございますが、よろしくお願ひをしたいと思います。5時半にバスが正面玄関から出ますので、そんなことで遅れないようにお願ひを申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長 それでは審議に入る前に、職員の異動がありましたので、自己紹介をお願いをしたいと思います。

〔職員自己紹介〕

委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁に心がけていただきますようお願いいたします。発言に際しましては、必ずマイクを通して行っていただきたいと思ひます。答弁者は、ワイヤレスマイクを回していただいてマイクのスイッチを確認の上、発言をお願いいたします。議事進行に御協力をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

税務課長 議案関係資料により説明をさせていただきますので、議案関係資料1ページをお願いいたします。

提案の理由は、地方税法の一部が平成25年3月30日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

概要は、市税の中の個人市民税に関して行う改正でございます。(1)は、公的年金等からの特別徴収制度に関する改正であります。アは、4月、6月、8月に支給となる公的年金から徴収する仮特別徴収税額を変更するものです。この3回の累計額を前年度において年金から徴収した特別徴収税額の合計額の2分の1に相当する額に変更するものです。現状は4月の1回前、2月に特別徴収された額と同額で4月、6月、8月に徴収を行っており

ます。この変更により、各支給月における特別徴収金額の平準化を図るものです。イは、市民税の賦課期日であります1月1日以降に市外へ転出した場合にも年金からの特別徴収を継続できるように変更するものです。現状は、転出に伴い特別徴収は中止となるため、普通徴収の方法に切りかえて納入をしていただいております。

(2)は、公社債等及び株式等に関する所得に対する課税の改正です。アは、平成28年1月1日以降に支払いを受ける上場株式の配当に係る配当所得に、現状においては源泉分離課税のため申告の対象となっていない公社債の利子を加え、納税義務者が分離申告をした場合には所得割の課税対象として100分の3の税率による分離課税をするものです。イは株式等の譲渡所得等の分離課税を改正するものです。株式を上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等の別々の分離課税といたします。さらに、一般公社債と非上場株式の譲渡損益は一般株式等として同列の分離課税とし、また特定公社債と上場株式の譲渡損益は上場株式等として同列の分離課税として取り扱うものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表をお願いいたします。32条第5号でございます。この改正は地方税法の改正を受けて引用部分を改正するものです。47条の2第1項ですが、この改正は市外に転出した場合においても公的年金からの特別徴収を継続するための改正で、第1号の規定を削除し、あわせて第2号及び第3号をそれぞれ繰り上げるものです。

3ページをお願いします。第47条の5第1項の改正は、めくっていただいて4ページの上の部分になりますが、公的年金から仮徴収する特別徴収税額を前年度分の2分の1に相当する額に変更するものです。続いて附則第7条の4の改正は、寄附金控除等における特別控除額の項目に改正後の附則第18条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の特例を加えるものでございます。

5ページをお願いします。附則第16条の3の改正は、特定公社債の利子に対する申告を可能とし、さらに分離申告を選定した場合には当該申告分の市民税の所得割の税率を100分の3とするものでございます。

7ページをお願いします。附則第18条の2の改正は、一般株式等に係る譲渡所得の特例として、非上場株式及び一般公社債の譲渡損益を分離申告した場合には、当該申告分の市民税の所得割税率を100分の3とするものです。

次に9ページをお願いいたします。附則第18条の3の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等の特例として、上場株式及び特定公社債の譲渡損益を分離申告した場合には、当該申告分の市民税の所得割税率を100分の3とするものです。

続いて10ページをお願いします。附則第18条の4から附則第18条の7、それから飛んで20ページになりますけれど附則第18条の11までの改正につきましては、単に課税標準の計算の細目を定める規定でありまして、地方税法との重複のため削除をするものでございます。

次に22ページをお願いします。附則第18条の12、5号第3項の改正でございますが、公社債にかかる利子所得の取り扱いの変更に伴うものでございます。

23ページをお願いします。附則第18条の13の改正は、先ほどと同様、地方税法との重複のため削除するものでございます。条例の施行につきましては平成28年1月1日からですが、年金の特別徴収にかかわる部分につきましては28年10月1日から、金融所得の課税にかかわる部分及び地方税法との重複部分につきましては平成29年の1月1日からの施行となります。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 済みません。(1)の公的年金等からの特別徴収のほうを、現状と新しくなるやつをもう一度、もうちょっとわかりやすくお願いします。

税務課長 公的年金の部分については2点ございまして、まず1点は、1月1日現在の住所地要件でございませうけれど、1月1日以降にですね、塩尻市からほかの市へ転出した場合にはですね、転出した時点で特別徴収は中止となります。しかし住民税、市県民税含めてですけど、1月1日居住の市町村に納めていただくこととなりますので、松本へ転出されても年金からは徴収はされないかわりに、普通徴収ということで普通徴収の方法で塩尻市へ納めていただくことになるものですから、引き続きですね、そこを改めて年金から徴収できるようにするというのが1点。

それと仮徴収との関係ですけど、仮徴収というのは、住民税の税額が確定するのは3月の申告をいただいた後、6月中旬にならないと住民税は金額が算定できません。その間に4月、6月、8月と年金支給がございませうけれど、この支給月については、その前の2月の額で3回同額、仮に徴収をさせていただき仮徴収制度が今とられております。それで、6月に税額が確定したところで、確定した税額から仮徴収をした残りの部分につきまして残り3回の10月、12月、2月で残りの部分を今、納めていただく制度を繰り返してやっています。しかし、弊害が生じまして、2月と同じ額で4月、6月、8月に仮徴収をしますと、1回ですね、年金は普通年を重ねても大体同じ金額が支給されますので年金にかかわる住民税の額はそんなに大きくは変動しませんが、仮に控除等がふえてですね、そのある年に市民税がぐっと落ちてしまった、医療費控除とかほかの何らかの人的控除で落ちてしまった場合には、この本徴収と仮徴収の間で非常に差が出てしまうという事態が生じております。一旦この差が生じてしまうと、2年周期で同じことを、また住民税の額が同じ額に戻っても2年周期で同じ、何て言いますかね、大きな差額を繰り返す制度になっておりまして、これを改める方法として、前年の2分の1を仮徴収するという方法に改めると、大体2年かけるとまたもとのように平準化するというふうになりますので、この方法により住民から納めていただく年金にかかわる住民税を平準化させるというものでございます。

柴田博委員 もう1点。(2)のほうですけども、これをやることによって、実際には市のほうには影響額ってというのは何か生じるわけですか。

税務課長 1つには、今まで公社債、これは公債と社債を総称して公社債と言っておりますけれど、これですね、譲渡所得、いわゆる公社債を売買して生じた利益については今のところ非課税扱いになっております。それが今度、何て言いますか、申告できることによって実はその課税がですね、できてくるというのが1つありますけれど、申告しなくても今度、源泉分離課税の対象になってきますので、いわゆる公社債の売買によって生じた損益ですね、損益が生じてしまった方については、申告をすることによって公社債の利子と損益通算が可能となりますし、さらにそれでも損益がまだ生じてしまう場合には、上場株式の譲渡益並びに配当とも損益通算が可能となります。ですから、どちらかという市はそんなに大きくは影響は、現状と変わらないという認識ではあります。

柴田博委員 もう1点だけ、済みません。条例の施行ですけども、28年からというのはどんな理由です。大分先ですけど、何か理由があるわけですか。

税務課長 28年10月1日からは年金特別徴収にかかわる部分の施行でございませうけれど、これは当然、相

手方は公的年金の年金機構さんのほうからお金を徴収していただくこととなりますけど、そちらのソフト開発がこのくらいの期間がないと変更ができないという理由が一番の理由でございます。

柴田博委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 (1)の部分で、現状は移動した場合、引っ越した場合は、現状は普通徴収だったものを28年以降は特別徴収に切りかえられるということで、収納率の影響がどうなのか、その辺はどうですか。

税務課長 特別徴収は確実にですね、もう年金がその方の口座に振り込みになる前にですね、その分が徴収されてしまいますので、なるべく特別徴収による徴収のほうがですね、滞納にはつながらないということになります。

山口恵子委員 やはり私もそのように考えるわけなんですけれど、現状、普通徴収になってしまったケースで、引っ越された後、納税がなされなくなってしまったようなケースはあったのかどうかお聞きしたいと思います。

税務課長 正直申し上げて、そこまでの分析はしてないのが実情でございます。

委員長 ほかにございますか。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終わります。議案第1号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

人事課長 続きまして、議案関係資料24ページをお願いします。議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。1、提案理由でございますけれども、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成26年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。2、概要ですが、55歳を超える一般職の職員の昇給について、勤務成績が極めて良好である場合、これは5段階評定のうちのいわゆる5に当たる部分でございます、または特に良好である場合に限り、これは4に当たる部分でございます、行うこととするものでございます。

では、次の条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。昇給については第7条でございますけれども、第2項には55歳以下の職員の場合を記載されてございますけれども、良好いわゆる普通ですね、3に当たるものですが、その場合には一般職で4号俸上がります。部長級につきましては3号俸上がるということが記載されてございます。改正案のほうは、その部分についてはそのままでございますけれども、用語の整備が若干ございます。

続きまして第3項ですけれども、これにつきましては55歳を超える部分の職員について記載されてございます。現状で言いますと、良好いわゆる普通で2号俸上がることになっております。これを、改正案のほうで言いますと、昇給については全員ではなく極めて良好、特に良好の者に限るということでございます。わかりやすく言いますと、5段階評定で言いますと、良好が3ですね、3それから2、1、下へ下がる、この3つについてはゼロ号俸の昇給ということですね。上がりません。4、特に良好が1号俸アップ。5、極めて良好が2号俸アップという形でございます。

4の条例の施行等につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質問がありましたらお願いいたします。

柴田博委員 法律が変わったからという改定理由ですけれども、塩尻市でこの条例を改正しない場合にはどうなるわけですか。

人事課長 国の改正に伴いまして、基本的なスタンスとして国に準拠するという形で行っておりますので、今回改正をさせていただくものでございます。実際にはですね、現在の塩尻市の場合に55歳以上の職員、これにつきましては全て参事、部長級ですね、それから主幹、課長級、全てここに該当します。途中で特に降任等がなかった場合ですね、順調に上がった場合の職員ですけれども、全てこれに該当します。参事につきましては人事考課は今やっておりますので、特にこれは関係ないと。それから主幹、課長級につきましては、現在55歳以上の職員、課長さんについては全員もうその格付けの5級の一番最高号俸にいるもんですから、特に昇給が今ないという状況なもんですから、この改正に伴いまして特に塩尻市の職員については、特に影響がないというような現状でございます。

柴田博委員 国の法律が変わったんで無条件に条例も変えなきゃいけないというものじゃなくて、国が変わったんでなるべく準拠するんで変えるという、そういうことですね。

人事課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 だけど、特に変えたといって影響の出る人はいないという、そういう解釈でいいわけですね。

人事課長 現状ではそのとおりでございますけれども、ただ先ほど言いましたように、現在塩尻市、給与表で言いますと主幹が5級、それから参事が7級を使っておりますので、6級を使っておりません。他市、松本市、安曇野市は、課長が6級、課長補佐が5級で参事が7级以上ということで、そんなような塩尻市の運用の中でラスパイレース指数が若干低いというようなことも影響してきているんですけれども。今後ですね、今回条例ではなくて規則の運用の中です、若干給与表の見直しをしまして、そこら辺も少し対応していきたいと思っております。例えば課長が6級に上がった場合にですね、若干この昇給の道があるということで、それに準じて進めていきたいと思っておりますけれども。以上です。

委員長 ほかにございますか。ちょっと聞きたいけど、部長は査定はないけど課長は査定があるってことです。そうすると、特に優秀な者は2号俸上がる可能性もあるってということになるわけです。

人事課長 課長でも55歳以下の課長については当然上がる道ございますし、55歳を超える課長につきましても、現状では上がる道はないんですけども下がる道はありますので。あ、下がるのはございません。済みません。3、2、1はゼロ号俸の昇給ですからございませんけれども、現状ではそのままでございます。ただ、55歳以下については上がる可能性ありますので、そんなことで進めていますが。

委員長 俺の言ったのは、55歳を超えて査定で、例えば勤務成績が極めて良好っていう5の段階の指定を受けた人は、55歳過ぎても2号俸上がるっていう理解でいいのかって聞いているわけ。

人事課長 可能性はございます。

委員長 可能性っていうか、今までもそういう良好な4なり5なりの指定を受けている人は、そういう査定を受けた人っていうのは現実にはいるわけですか。いるっていうことになるとボーナスのほうもいいんじゃないかなって思うんですけど、それはないか。

人事課長 済みません。今までは一番上だったもんですから上がる可能性なかったんですけども、今後ですね、先ほど言いましたように、上がる可能性、つまり1つ上の級へ上がる可能性はありますので、それに伴いまして上がっていきます。6級の中でだんだん上へ上がっていくという形ですので、お願いします。

委員長 だから、今までは55歳までは上がったけど、実際はもういっぱいになっちゃって上がらなただけど、今度は55歳過ぎちゃうと基本的には上がらないっていう理解っていうことでしょ、制度的には。特に優秀とかそういう人じゃない限り。

人事課長 そのとおりでございます。

中原輝明委員 ちょっと関連で。そうすると特に良好とか云々っていうのは、一般のいわゆる我々が見てこの職員は良好だと思っても内輪でいけないと思えば上がらんとこういうことになる。ただ問題は、いいかこれ一番危険なところはそこだぞ。内輪ではどどんいいように見えても世の人が見たときあの職員は全てができるというときに、その職員を上げるだけの皆さん、力があるかってことだ、みんなは認めてくれるかい、みんなが。いいかい。適当に、言葉で言やあ、こうやってやってりゃそれ以上しゃべらんでわかると思うが。そういう皆さんだけ優遇されて、本当に努力して本当にできる職員をもう一度目を覚まして見てあげる必要が俺はあると思うだよ。今それを、我々見てたって皆さん、皆さんを見た議員も俺たちの批判があると思うし、それで俺から見ると皆さんもいろいろあるだ、いいかい。それが平等にできるかできないかってことだと思うが。一番優秀でもその任に認めてもらわなきゃできないっていうか、認められないってことは理事者に認められないってことだと思うだ。それを職員同士でどこで何するか知らないが、あの職員はできるぞっていうそういう進達をするだけの皆さん能力がある人がいるかや。言っていることがわかったかわからないかわからないが、そういうわけだで、その辺を気をつけてこれからやってもらわないとさ、努力している人はかげでして表に出なでさ。

総務部長 その優秀という定義がですね、万人が共通して理解できる基準というのは大変難しいものがあると思いますけれども、やはり今用いています考課の中でもですね、いろんな角度から大勢の人が職員の中でも確認をするようになっていきますし、おおむねですね、そうして得た評価というのは、感覚的な部分の話にもなりますけれども、全体から見ても評価される人物なり職員であろうというふうに理解はしております。

中原輝明委員 それ以上は言わんで、ありがとうございました。

柴田博委員 済みません。現行ではですね、どれだけ上がるかっていうことが、上がる場合にね、どれだけ上がるかっていうことが条例の中に記載されているんですけど、改正案では規則で定めるっていうことにしてあるのは何か特別な理由があるわけですか。

人事課長 特別な理由といいますが、詳細については規則の中で定めております。先ほど具体的に御説明させていただきましたように、良好であればゼロ、特に良好であれば1、極めて良好なら2号俸アップということで

定められておりますので、それに従って進めさせていただきます。

柴田博委員 でも、現行でもそれに該当するような記載があるわけだから、変えた後だってそういう決まりがきちっと決まっているなら条例の中にそういうふうには書けますよね。そんなに煩雑にはならないと思うんだけど、あえてそこには書かずに規則に書くというのは何か別の理由があるわけですか、という質問です。

人事課長 委員さんおっしゃるとおりだと思いますけれども、国の準則の中ではこのように改正案が示されておりますので、それに従ったまでのことでございます。以上です。

中原輝明委員 今の現状の中で、部長級で今何人いて、一番最高俸をもらっている人はどのくらいの金額をもらっているの。部長級は何人いて、その中で一番最高をもらっている給料の額は、名前は言わなくてもいいから。

人事課長 済みません、ちょっと調べさせていただきます。

委員長 ほかにございますか。それでは、なければ質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終わります。議案第2号は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第3号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

人事課長 では続きまして、次の26ページをお願いします。議案第3号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例。1、提案理由でございますけれども、国家公務員退職手当法の一部が改正され、平成25年11月1日改正でございますけれども、されたことなどに伴い、必要な改正をするものでございます。

2としまして概要ですが、(1)定年前に退職する意思を有する職員を募集する定年前早期退職者募集制度を設け、応募した職員のうち市長が認めた者をこの制度による退職予定者とするもの。(2)としまして、定年前早期退職者の退職手当の基本額の特例を受ける要件を、25年以上勤続し定年から10年を減じた年齢以上の職員から、20年以上勤続し定年から15年を減じた年齢以上の職員に拡大し、定年前早期退職者募集制度に適用するもの。(3)としまして、定年前早期退職者の退職手当の基本額を算出する基準となる給与月額割増率を100分の2から100分の3に引き上げ、定年前早期退職者募集制度に適用するものでございます。現行では50歳から勤奨、いわゆる肩たたきと言われていたものでございますけれども、がありまして、もし申し出れば2%の割り増しが今までございました。これをですね、新たに45歳から希望すれば審査により早期退職が認定されるものでございます。その場合3%の割り増しになるものでございます。

では次の条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。最初に自己都合の場合がございます。文言の整備を一緒にあわせて行っておりますのでお願いしたいと思いますけれども、第3条関係、退職手当の基準日を明確にしたものでございます。それから第4条につきましては、11年以上25年未満勤続後の定年退職者等の退職手当の算出に当たっての基本額を示したもので、定年退職等の中身を明確にしたものでございます。

続きまして第5条につきましては、25年以上勤務し定年退職等をした場合の退職手当の基本額を示したもので、定年退職等の中身を明確にしたものでございます。続きまして第5条の3ですが、ここに今回の部分がございます。定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例でございます。改正前は、勤続期間が25年以上でありかつその年齢が退職の日において定められているその者にかかわる定年から10年を減じた年齢以上、つまり50歳ということでございますけれども、これを改正案では、勤続期間が20年以上でありかつその年齢が退職の日において定められているその者にかかわる定年から15年を減じた年齢以上である者に対するということで、45歳を実際には指してございます。

次の31ページでございますけれども、割増率について掲げてございます。現状は右のほうですが、100分の2を乗じて得た額ということで、例えばですね、50歳でやめるときに退職時の基本給の計算ですが、2%掛ける10年、50歳ですから定年まで10年ありますので2%掛ける10年ということで、20%上がるというように解釈していただければ結構です。これが改正案では100分の3ということですので、例えばですね、45歳で、いないと思うんですけど、45歳でやめる場合に、退職時の基本給が3%掛ける15年、定年まで15年ありますので15年掛けて45%上がるというように解釈していただければ結構です。

続きまして、次の32ページ第6条につきましては、退職手当の基本額の最高限度額を改めたものでございますし、35ページ退職手当の調整額、続きまして36ページをお願いしたいと思いますけれども、定年前に退職する意思を有する職員の募集等、第8条の2でございます。これについては、早期退職希望者の募集について掲げてございます。第2項では募集実施要項をつくり対象者に内容を周知するというのをうたっておりまして、以下その内容を記載してございます。1号では退職すべき期日、2号としまして募集する人数、具体的な人数の割り出し方については次の第3項でまた説明させていただきます。3号では募集の期間ということで、続きまして37ページの真ん中辺、第3項でございます。当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集する人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ちょっと国の準則でわかりにくい部分がございますけれども、募集する人数というものは、当該職員数つまり該当する職員数から1を引いた人数以下にしないよということを言っています。当該職員数が例えば100人いた場合に、募集する人数は99人以下にしないよということをやっております。

4項ですけれども、募集の期間の開始及び終了の日時を明らかにしなければいけないということです。それから7号では、応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は終了するものとするということ。それから第9号では、募集の期間中いつでも応募し、また退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取り下げができるということでございます。第11項では認定について記載してございます。

一番最後、第17項、41ページの一番最後でございますけれども、市長はということで、募集実施要項、これについては認定を受けた応募者の数とともに公表しなければいけないということでございます。

続きまして42ページ、これについては今回の文言の整備によりまして引用条例を整備したものでございます。

あと、実施の時期でございますけれども、戻っていただきまして26ページでございます。4、条例の施行等でございますけれども、平成26年4月1日から施行するものでございます。ただし、定年前に退職する意思を有する職員を募集する規定は平成26年1月1日から施行するものです。つまり、勸奨退職制度の廃止、現行の

ですね、勸奨の制度の廃止とそれから早期退職者に対する割増率の拡充については4月1日から、それから早期退職者の募集については26年1月1日から施行するというところでございます。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願いいたします。

柴田博委員 概要のところの一番初めに、定年前早期退職者募集制度を設けというふうに書いてあるわけですが、これはつくっても市長がこういう募集をやるよってというふうに言わないと適用はされないという、そういうことなわけですか。

人事課長 この制度自体はやるっていうことですがけれども、ただこの制度にのっとりまして、うちのほうが実施要項をつくりましてそれを職員に提示する。職員がそれを見まして希望者は申し出ていただく。ただ今回の場合にはですね、全員ではなくて一応うちのほうで審査がありまして、それに見合った方が一応早期退職者の該当になるということでございますけれども。

柴田博委員 聞きたいのはそうじゃなくて、この制度はつくるけれども、その募集要項を決めて募集しますよっていうことを市長が発表しない限りこの制度の適用はないという、そういうことですか。

人事課長 制度がないといいますが、それをやらせていただくということでございますけれども、この改正をしまして。

委員長 毎年この制度で、もうこれからこれで決まりゃあ行くって理解でいいかっていうことか、柴田委員のは。

柴田博委員 そういうこと。

人事課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 もう1点。あと市長が認めた者ということが書かれているんですけど、これは場合によっちゃ認めない場合もあるということですか。

人事課長 在職中にいろいろなことがあったような職員の場合には、若干その審査の中では引っかかる部分もございます。特に成績が優秀、先ほどの話ではないですが、優秀ではなくても通常に仕事をこなしてこの時期を迎えた職員については該当する者とは思ってはおりますけれども。

柴田博委員 要は成績の悪い者は、場合によっちゃ早期退職で割り増しは認めないと、そういうこと。

人事課長 当然、審査して認定するということですから、そういう観点で審査させていただくということになると思いますが。

委員長 ほかにございますか。

中原輝明委員 ちょっと関連してだけでも、この理念にあうかわらないかわらんけれども、いづらか関係あると思うが、職員の異動やいろいろを見ると、その部署によっては、職員はみな優秀だと思う。しかしその優秀な中に10人いる中にもいろいろあると思うが、さまざまな人がいると思うが、その中で足手まといになる人間が職員としていた場合は、適材適所の配置をしていないというように俺は感じるんだけれども、そのおかげにそういう職員がいたとすれば、その職員を適材適所ということは、山へ行っって仕事をしろとか、例えばだよ、それが現場で掃き掃除をしろとかそうやって使うべきだと思うだよ。その事実能力のない、能力って言っちゃいけないが、能力はその部分にはあるわけだ、適材適所がその能力だ。そういう部分をしっかりやらないと各部署の仕事の能率が上がらんだ。その部分は、ここに理事者がいるけれども、基本的な考えというのは、やれば適材だ

と思ってやっていると思うが、その職員も適材じゃないんだよね。例えば外へ行って掃き掃除したほうがそれで精一杯できりゃ、これが適材適所だと思う。それを無理して内輪の中に入れておいて格好よく見せる。これはよくわかる。これも必要だと思うけれども、その部分を副市長がちゃっとしないといい組織を明るくとか、いい仕事ができなくなると、こういうぐあいに俺は考えるだけだし、その辺は副市長、どう。今、副市長の感じとしては、本当にみんながうまくいっているというような解釈でいるのかいないのかというのが1点と、我々にそういう言葉を発せられて、なるほどそうだ、やっぱりそういうことも考えられるなあと思う、どっち。

副市長 職員の能力につきましては、やっぱり事実格差はございましてですね、その仕事に適している適さなにかかわらず、基本的な能力とかそういうものには差があることは事実だと思います。ただ、組織の中でそういう短いところを補っていくということはですね、私ども組織全体のこれは使命でございまして、誰がどうということではなくて、組織全体としてそれをきちんと、その使命を果たしていくということが私はまず第一じゃなかろうかなというふうに思います。ただ、御指摘をいただいたとおりですね、こっちの仕事はだめだけれどもこっちのところでいけばですね、本当にいい能力を発揮するということが間々ございまして、それはそれぞれの上司がきちんと判断をしていただいて、それぞれの部署の長あるいは私どもに報告をいただく中でですね、できるだけ適材適所で努めていきたいというふうに思っています。ただ残念ながら、どうしても、もうこれは箸にも棒にもかからないということになりますとですね、分限ということですね、退職をさせていくという方法も、これは組織のためでありますし、もう1つは本人のためでありますんでですね、そういうことは法で認められています。ただできる限り努力をしてですね、きちんと組織の使命を果たしていくべく人事をやっていくというのが私どもの課せられた仕事でございまして、御意見のとおりきちんとやっていきたいなというふうに思っております。

委員長 今、答弁ありましたように、適材適所で使っていただくようお願いしたいと思います。そのほか、ございますか。

副委員長 先ほど、課長の説明を聞いていましたら、早期退職の場合はですね、今まで、2月ころまでに提出しろとか5条の適用になるとかならないとかっていうことがあったと思うんですが、それはもうこのあれになると関係なくなるわけですね。

人事課長 関係なくなるっていいですか、前と同じなんですけれども、定年退職者は私どもわかっていますけれども、早期退職者はその年度にならないとやっぱりつかめない部分もございまして。ということで、基本的には職員採用計画、採用試験の前段の採用計画の前にですね、これをある程度つかんでおかないと職員足りなくなってしまうので、私どもの今考えている中では、1年前の遅くとも3月、認定作業がございましてけれども、遅くとも3月までには一応期限を区切って募集をしたいとは思っております。

副委員長 済みません。さっきね、もう1つ、説明の中に取り消しもできるって言っていましたよね、申し込んだ場合には、何か今までは、1回申し込んで少し時間がたつともう取り消しはできなかったと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

人事課長 これにつきましては、取り消しができるということが明言されておりますので、今まではやはりちょっと無理な面あったんですけども、今回の早期退職につきましては、いつでも取り消しができるということで進めさせていただきます。

副委員長 そうするとですね、先ほど、今説明があったように、職員の採用にかかわるから云々かんぬんというふうに説明されましたけれども、そこら辺と何か矛盾が生ずるような気がするんですが。意図的にやる、そんなことを言う人はいないと思いますが、仮にその後ですね、3人とか4人の人がもう一度原点に戻してくださいということになるとっていう意味ですね。

人事課長 確かにそのとおりで、余計に採っておくというわけにはいかないもんですから、一応その時点での定年退職者あるいは早期退職者の数で翌年度の採用計画を立てますけれども、ここの中には取り消しができるということをうたわれていますので、それはその職員の、本人の自覚を信じるしかないんですけれども、そんなことと資格審査の段階で本人に重々よく確認しまして進めていきたいと思っております。

副委員長 ありがとうございました。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 この人数が採用計画にも影響があるってことですけれど、ここ数年の傾向性として、退職された早期退職の方がどのくらいかお聞きしたいと思います。

人事課長 今までは勤奨の退職者でございますけれども、23年度が5人、24年度が2人、25年度、今年度ですけども5人、今予定しております。

山口恵子委員 早期退職をしたいという方には年齢も広がり、退職の手当て、額も上がるので、条件としてはすごくよくなるのかなというふうに思いますが、今後これによってさらに退職者がふえるというような見込みはしているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

人事課長 見込みを出すっていうのも非常に難しいとは思いますが、公務員の年金が60歳からもらえない部分、あるいは退職金が減るといった部分をいろいろかんがみの中では、これにのっとって若干従来よりもふえてくるのではないかなっていうような、これはあくまでも私の考えですけども、持っております。

議長 単純なことを聞くんだけど、要するに自己都合退職とこの定年前の退職という区別はどうするんですか。この対象者が、例えば退職願を出すわね。この規定がずっと年間適用されるもんで、定年前に退職で割り増しするのか、自己都合退職だと少ないでしょ。その辺の区別はどういう形ですか。

人事課長 この早期退職につきましては、先ほど言いましたように募集期間を決めます。先ほど言いましたように遅くとも前年の3月ぐらいを期限とさせていただきますけれども、自己都合についてはこれまでもそうだったんですけども、それ以降の、例えば心身の状態が悪くてもう早めにやめたいとか、何か家族とかあるいは身内にちょっといろいろ変化がありましてこれ以上勤められないとかという部分で1年以内にやめる方っていいですか急にやめる方、そういった方を自己都合の退職ということで分けておりますけれども。

議長 ということは、要するに定年前退職に該当する職員がね、自己都合退職って申し出た場合には、新人じゃありませんよ、何年も勤めた人がね、そういう例えば家庭の事情で、例えばの話、転勤しなきゃいけないという場合に、家庭の事情で、そのときに自己退職でしょ、普通は。だけどその期間内にいわゆる退職だった場合には、これは要するに定年前退職で割り増しになるっていうことでいいですか。

人事課長 早期退職のほうでやらせていただくってことで、本人ともお話ししますけれども。というのはですね、先ほど。

副市長 話なんかしないたってそういうことだから。

人事課長 そういうことでございます。ちなみにですね、この早期退職のさっきの割増率の話があったんですけども、どのくらい有利かっていいますと、例えば50歳で申し出た場合にですね、今までの勤奨よりも、試算ですけども約160万円ほどふえます。それから55歳で申し出た場合には106万円、今までの勤奨よりもふえるということですので、大分有利にはなるということでございます。以上です。

委員長 ちょっと私のほうからも聞くが、途中自己都合で、年度末じゃなくて途中で退職した場合もこの適用になるってことか、それは適用外ですか。

人事課長 もちろん、45歳以上の方で年度途中っていうのはこれの該当にはなりません。

委員長 それから市長が認めた者っていうことになると、例えば余人かえがたしみたい人も中には、というのはこの人じゃなきゃいけないでやめてもらっちゃ困るっていう人がいるのか、それとも認めないっていう中には、ちょっと仕事で何かごまかしたって言えばおかしいけど、それを割増賃金もらって早く辞めちゃうよみたいなのは認めないみたいな何かそういうことも想定して、認定というのはどのように行っているのか、ちょっと例えばの話でお話ししたいと思いますが。

人事課長 認定する、しない場合というのは、第11項にありますけれども、例えばの話ですね、勤務成績がよくないとか、それから心身に故障があり職務の遂行に支障があったとかですね、またはその職、市の職員としてこれ以上勤められないとか、そういったちょっとマイナス要因の部分で認定にはしないって部分はあると思いますが、基本的にどうしても必要だから引っ張るっていうことはあまりないとは思いますが。ただそれはちょっとわかりませんけれども。よろしいでしょうか。

委員長 はい。そうすると、あんまり成績のよくない人が60歳までそのまま行っちゃうみたいなことがあるってことか、認めないっていうことは、割り増しじゃなくて退職せざるを得ないってこと。

人事課長 今回は早期退職者制度ということですので、それにはのらないということです。以上です。

委員長 それからもう1点確認ですけど、これ26年1月1日からの施行ですので、今年度末でやめる人たちは対象になるっていう理解でいいですね、これは。

人事課長 そこはちょっと2段階のわかりづらい表現があるんですけども、現在やっている勤奨退職を希望されている方がもう出てきています、昨年度の終わりに。その方までは対象にしないということで、その分については4月1日施行になっております。ただ、早期退職者の募集、再来年の3月31日ですか、の方を対象にした募集については1月1日から行うということでございますので。

委員長 そういう意味か。そうすると、今年度末の早期退職者は対象にならないと。

人事課長 はい、そのとおりです。

委員長 そのほかございますか。

森川雄三委員 国の制度にね、準じてこういう形になってくるんだけど、退職を助長するというような制度ですね、45歳、50歳っていういわゆる力が発揮できる職員の皆さんに対して退職を勧奨したり、こういう制度っていうものは何となくいがかがなというような思いがあるんですが、その点どうですか、副市長。

副市長 公務員制度そのものがですね、何と言いますか、大変、私は流動化してきたのかなというふうに感じています、国家公務員も含めてですね、地方公務員も含めて。昔みたいに定年まできっちり勤め上げてですね、いわゆるキャリア人生を歩んでいくというようなことがですね、社会的ないろんな情勢とか、それから御自分の

キャリアの考え方とかっていうことについて少し流動的になってきているということがあると思います。したがって、これはもちろん御自分の判断でやられるわけですから、そういう意味では公務員として定年まで勤め上げるのもよし、あるいは途中でですね、第二の人生を歩まれるのもよしということのその裁量の範囲を広げているということだろうというふうに考えています。また半面、組織にとってはですね、やはり新陳代謝を早くしてその組織の活力を上げていくということも中には考えられるということでございますので、それそのものがこういう塩尻市みたいな小さな自治体に即当てはまるかどうかはわかりませんが、少なくとも前段で申し上げました自分のキャリア人生の中の裁量の幅を広げるということにはですね、役立っていくのかなというふうに考えております。

委員長 ほかにありますか。ないですか。それでは質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終わります。議案第3号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

人事課長 申しわけございません。先ほど中原委員さんが御質問されました、部長で一番給料の高い職員ということで、ちょっと名前を伏せさせていただきますけれども、先ほど御説明しましたように部長、1年に3号俸ずつ上がっていくということで、部長職を長くやられた方が一番高いということでございますけれども、2名おります。額が44万5,800円でございます。以上です。

委員長 それでは、10分間休憩をいたしまして11時15分に開会いたしますのでお願いします。10分休憩です。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第4号 塩尻市金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例

委員長 議案第4号塩尻市金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

安全・施設整備担当部長 それでは、議案関係資料の43ページをごらんいただきたいと思います。塩尻市金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例でございますが、提案理由でございます。社会情勢の変化等によりまして寄附募集の形態が多様化してきていることに伴いまして、本条例を廃止するというものでございます。施行につきましては平成26年の4月1日から施行するものでございます。

この条例につきましては昭和の34年に制定されたものでございます。当時の時代背景等でございますけれども、そういうことを踏まえながら、寄附を行うものに対して市のほうへ申請をしていただいて市長が許可をした場合についてできると、これは本市内に限ってということになりますけれども、そういう規定を設けたものでご

ございますけれども、これにつきましては近年社会情勢の変化に伴いまして、制定している市町村がやはり廃止をしている部分が大分ふえてきております。県内におきましても、現在制定しているのは本市も含めまして10市という状況でございます。隣接する松本市におきましても現在廃止の方向で監査委員のほうから意見も出ておいて、そういう方向で、一定の効果があつた条例ではございますけれども、そういう提案理由のとおりでございまして、廃止をさせていただきたいということをお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、委員の皆さんから質問を受けたいと思います。ありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

柴田博委員 済みません。参考までに、ここ数年の間でこの条例によって許可をした実績というのはあるわけですか。あれば、どんなものがあつたかお願ひします。

安全・施設整備担当部長 24年度で申し上げますと、申請は34件。内容的には祭典等の寄附募集、これが14件。それから災害の義援金等の関係が9件。それからスポーツ関係、これは全国大会へ行くとかそういうことで募集をしますよということで5件、その他が7件というような内訳になっておいて、大体ここ数年30件前後で申請がされてきたかというように思っております。

委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。ないようですので、討論を終わります。

議案第4号は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 監査委員の選任について

委員長 議案第14号監査委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

人事課長 続きまして、議案関係資料63ページをお願いします。議案第14号監査委員の選任についてでございます。提案理由ですが、監査委員の選任について地方自治法196条第1項の規定により議会の同意を求めたものです。概要ですが、委員3人のうち、識見を有する者のうちから選任した関亘氏が平成25年12月25日に任期満了となることに伴い、新任であります林三代治氏を適任者と認め選任しようとするものでございます。略歴等につきましては、次の64ページを御参照ください。以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長 質問ありましたら、お願ひいたします。ありませんか。

中原輝明委員 会社役員であるが、どんな人、人間様は。それと続いて1つ申し上げたいが、できたらね、ここでもいいが白黒でも顔写真くらいちょっと入れておいてもらえばわかるかな。わからないわ、監査委員だなんだって。そういうことができるかできないか知らないが。例えば役所の中へ来たってあれが監査委員かってわからんじゃん。これ、何やっている人。何やってどこに、どんなくあいの人だだい、人間像は。

人事課長 個人情報ですので簡単に説明させてもらいますけれども、八十二銀行のOBでございまして、現在

株式会社の監査役をしていらっしゃる方です。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了し討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 議案第14号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号監査委員の選任については、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

委員長 議案第16号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 それでは、議案関係資料の66ページをお願いいたします。議案第16号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更についてでございます。1の提案理由でございます。松本広域連合広域連合長から協議を求められました松本広域連合の処理する事務及び規約の変更につきまして、地方自治法第291条の11の規定、これは規約の変更協議につきましては関係市村の議決を要するという規定でございます。この規定によりまして議会の議決をお願いするというものでございます。2の概要でございます。松本広域連合の処理する事務のうち、障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務を障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務に改めるというものでございます。これは、障害者総合支援法の施行によりまして用語が変わってございます。障害程度区分というものが障害支援区分に改められたということによるものでございます。

なお、この規約につきましては、法律の施行にあわせて平成26年4月1日から施行するというものでございます。新旧対照表をお示してございます。規約のうち第4条それから第5条それから別表第1の中に障害程度区分認定審査会が規定されてございます。これが、それぞれ障害支援区分認定審査会に改めるという内容のものでございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。ありますか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了し討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第16号は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第16号松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 両小野国保病院組合理約の変更について

委員長 議案第17号両小野国保病院組合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 続きまして、議案関係資料69ページ、次のページでございます。議案第17号両小野国保病院組合規約の変更についてお願いいたします。1の提案理由でございますけれども、両小野国保病院組合管理者、辰野町長でございますが、から協議を求められた同組合の規約の変更について地方自治法第290条、この条項は規約を変更する場合、関係地方公共団体の議会の議決を経るということでございますが、この規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますけれども、両小野国保診療所事業に適用してまいりました地方公営企業の財務規定等の規定を削るものでございます。次の70ページをお願いいたします。新旧対照表でございますけれども、現行欄、この規約の13条、この組合の診療所事業に地方公営企業法第2条第3項の規定により同条第2項に規定する財務規定等を適用すると。今まで適用してまいりましたこの条文を削除するものでございますけれども、この削除の変更理由でございます。これにつきましては、地方公営企業会計制度の改正、見直しが行われます。26年度の予算から適用されるということになっておりますけれども、この改正の中で現診療所会計の財務諸表への影響が多岐にわたるということでございますけれども、1つといたしましては、その会計の手法が変わることによって新たなシステム導入、経費がかかるということ。それから2つといたしましては、この両小野国保診療所につきましては、平成21年から病院から有床の診療所ということで、いわゆるベッドが35あった病院を12に減らしての有床診療所に、それから本年25年度からはその12床、ベッドをなくしての無床診療所化というふうに形態変更をしましてまいりました。そういったところの規模縮小がございました。それに伴いまして職員数も減少しております。病院時代35人おりましたけれども、現行では14人ということの中で、会計規模、非常に縮小を見ております。そういった意味で、今後の会計事務の簡素化とそれから経営の効率化ということを図るため等によりましてこの13条を削除いたしまして、企業会計適用から一般会計化へと変更するものでございます。

69ページの4に書いてありますけれども、施行につきましては26年4月1日からの施行とするものでございます。よろしく申し上げます。

委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。ありますか。よろしいでしょうか。

柴田博委員 適用しなくなった後は、具体的にはどういう、今までと変わったやり方になるわけですか。その辺はどういうふうになるのか、もしわかればお願いします。

健康づくり課長 今申し上げましたけれども、企業会計の適用でございましたけれども、それを要は一般会計化、多分ですけれども、診療所特別会計というような手法に変更してまいるということでございます。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 この25年度から診療の縮小化ということで、無床、ベッドをなくしてきたということで、その地域の皆さんの医療とか健康に対しての影響が出ているのかどうか、その辺は現状どうでしょうか。

健康づくり課長 この無床診療所化にするのにつきましてはですね、両小野国保病院組合の運営委員会等から建議書という形で提言を実は昨年11月にいただきました。その中でですね、協議書ということの中で7つの項目を提言されたわけでございますけれども、その中では、いわゆる病院、診療所の中での職員の移行の改善であるとか、あるいは経営改善、中には診療所自体の形態変更等々ございましたけれども、そういった中でそれ以降、職員の意識向上といえますか職員研修等々実施しておりますし、あるいは地区、辰野町、北小野地区でござ

いますけれども、での出前講座的なもの、これはドクター、看護師等々でございますけれども、そういった取り組みをしております。また、診療所自体につきましても、明るい診療所づくり等々兼ねまして標語を掲げたりとかですね、それから事務所といわゆる患者さんとの対面する事務所のガラスを撤去してより親しめる診療所、あるいは土足でそのまま入る等々、非常に入りやすい親しみのおける診療所ということで取り組みをしてきておまして、大分そこら辺では好評を得ているということ聞いておりますけれども、なかなか患者さんの増にはちょっと難しいかなというところがございますけれども、そういった意味での地域での診療所という役割を果たしつつあるのかなというふう感じております。以上です。

山口恵子委員 今、課長答弁、地域での診療所の役割ってということで、やはりその辺の役割はやはり予防的な意味も含めて大事なと思いますので、その辺しっかり今後できるように、今ある状況の中でできるようにお願いしたいと思います。要望でいいです。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終わります。議案第17号は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第17号両小野国保病院組合規約の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費15目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費中1目し尿処理費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

委員長 議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。説明を求めます。

議会事務局次長 それでは、議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)について歳出から御説明申し上げます。ページでございますけれども、15、16ページをごらんいただきたいと思っております。一番上の1款1項1目の議会費でございます。まず16ページ1の報酬でございますが、特別職給与費でございます。これにつきましては、236万8,000円の減額となっております。理由につきましては、議員報酬の5%削減分の10月から3月までの6カ月の減額分とあわせまして正副議長が交代になりました変更に伴う5月分の1カ月分の給与の増減分ということで236万8,000円の減額となります。よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

人事課長 続きましてその下、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費をお願いしたいと思います。16ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしております。この人件費につきましては補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして最初に一括して御説明申し上げます。以降、各担当からの人件費関係の説明は省略させていただきますので御了承をお願い

いしたいと思います。人件費につきましては、本年度の人事異動及び既に10月から3月まで行われている市長、副市長、教育長の給料の10%削減、また一般職の管理職手当の10%削減に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして特別職給与費、教育長給与費、職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものでございます。なお、給与費にかかわります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員等の社会保険料につきましては、当初予算編成時よりも負担金率または保険料率がそれぞれ改定されており、負担金につきましては一部例外もございますが全体的には減額となっており、また社会保険料については増額となっております。全体を通しましての人件費関係につきましては以上でございます。

続きまして16ページに戻っていただきますが、嘱託員報酬につきましては欠員補充2名分のものでございます。3つ下がって臨時職員賃金につきましては、産休代替や事務補助など14人分のものでございます。その下、人事事務諸経費の普通旅費24万1,000円につきましては、本年度、都市交流協会の事業として行った姉妹都市ミシャワカ市への高校生派遣の折に一緒に随行した職員の交通費でございます。職員採用試験事務委託料31万9,000円の減額ですが、これは事務費の確定に伴うものでございます。

情報推進課長 続きまして7目情報開発費でございます。塩尻情報プラザネットワーク運営事業の市で保有しています光ケーブルの支障移転工事費でございます。当初予算では150万円予算化しておりましたが、既に4カ所電柱の移設などがございまして、次に行いたい工事がちょっと足りないということで補正をお願いするものです。次に予定されているものにつきましては、松本市創造館まで市の光ケーブルが引かれておりますが、その周辺の電柱の移設があるため光ケーブルの移転工事をお願いするものでございます。なお、移転補償費として歳入として53万5,000円の歳入が予定されております。以上でございます。

人事課長 続きまして17、18ページをお願いします。3つ下の12目職員研修費、職員研修諸経費の諸研修会参加負担金30万円ですが、本年度新たに早稲田大学マニフェスト研究所主催の人材マネジメント研修に本市から3名が参加することになり、その参加負担金30万円でございます。参加が決定したのが3月であり、当初予算に盛り込んでいなかったため今回の補正となったものでございます。

選挙管理委員会事務局長 続きまして19、20ページをお願いいたします。4項選挙費中4目の財産区議会議員選挙費でございますが、任期満了に伴います洗馬財産区議会議員一般選挙、定員7人ですが、7月7日に執行予定でありましたが無投票となりましたため、事業費の確定に伴いまして不用額を減額するものでございます。以上です。

健康づくり課長 続きましてページ飛びます。27、28ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費でございますけれども、右の28ページ説明欄でございます。丸の2つ目、保健衛生事務諸経費でございます。病院群輪番制事業負担金並びに松本市小児科・内科夜間急病センター負担金、いずれも24年度事業費決算確定による事業増の補正でございます。それから、一番下の丸になります。後期高齢者等保健対策事業、臨時職員賃金でございますけれども、事務量増加によりまして臨時職員の1名分の勤務日増によりまして増加でございます。以上でございます。

生活環境課長 続きまして29、30ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費7目の斎場費11節の事業費の燃料費でございますけれども、燃料は斎場の火葬時における灯油でございます。灯油単価の高騰と火葬件数の増加に伴う灯油の使用料の増に伴いまして補正させていただくものでございます。111万2,500

0円をお願いするものでございます。以上でございます。

消防防災課長 それでは37、38ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費の2目非常備消防費の中で38ページ、交付金、消防交付金の関係でございますけれども、その災害出動交付金180万円を増額させていただくものでございますが、今年度火災が多発しておりまして、その出動交付金が足りなくなったために増額をお願いするものです。以上です。

財政課長 それでは、続きまして歳入を説明させていただきますので、資料戻っていただきまして11、12ページをお願いいたします。12ページごらんいただきたいというふうに思います。

10款地方交付税のうち普通交付税でございますけれども、25年度の普通交付税52億3,800万円余で確定をいたしました。この補正におきまして特定財源の充当残につきまして交付税を充当させていただくものでございます。

次の14款国庫支出金のうち社会福祉費負担金でございますけれども、自立支援給付費負担金1,800万円余の補正でございますが、歳出の22ページでございますけれども、障害福祉サービス給付費また障害者等補装具給付費、療養介護医療費、これらの利用者増に伴います増額補正に対します2分の1の国庫負担金の補正でございます。その下の障害者医療費負担金につきましては、更生医療給付費の増額補正に対しますやはり2分の1の国庫負担金の計上でございます。次の2節児童福祉費負担金の児童手当等負担金(過年度分)でございますけれども、24年度の児童手当交付金の確定に伴う追加の交付金でございます。次にその下にまいりまして、4節児童福祉費国庫補助金でございますけれども、子育て支援交付金マイナス1,814万円でございますけれども、これは12ページの一番下にございます安心こども基金事業補助金と関連がございまして、県の安心こども基金の移行に伴う子育て支援交付金の減額でございます。1,814万円につきましては、当初、前年の実績に基づきまして計上していた交付金を、今回県の補助金でございます安心こども基金事業補助金に振りかえるものでございます。それから、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金(道路)でございますけれども、これも36ページの歳出のほうに増額補正でございますけれども、生活道路整備事業、幹線道路整備事業また歩道整備事業計11路線、この事業進捗に伴います補正をお願いしておりますけれども、今回の690万円の減額補正につきましては堅石高出線ほか4路線の事業費の減少に伴うものでございます。

その下、15款県支出金でございますけれども、障害者自立支援給付費等負担金でございます。先ほど国庫負担金の自立支援給付費負担金で説明をさせていただきましたが、障害福祉サービス給付費等の増額補正に対します4分の1の負担金、それから障害者医療費負担金、更生医療給付費でございますが、この増額補正に対するやはり4分の1の県の負担金の計上でございます。

次のページをお願いいたします。18款繰入金、説明欄の財産区議会議員選挙繰入金でございますが、先ほど説明がございました洗馬財産区の議会議員選挙の執行に伴い事業費が確定をいたしましたため、財産区の繰入金の減額補正でございます。

20款諸収入でございますが、光ファイバー移転補償費、これも先ほど説明させていただきました松本臨空工業団地の開発に伴いまして光ケーブルの移転工事を補正をさせていただきましたが、これに伴う松本市からの補償金の計上でございます。続きましてその下、前年度松塩地区広域施設組合負担金返還金でございます。松塩地区広域施設組合の24年度決算に伴います分担金の精算でございますが、内訳につきましては、一般会計分が3,

756万6,000円、それから電気事業特別会計分が281万1,000円という内訳でございます。

次に21款市債でございます。道路橋梁債でございますが、公共事業等債から過疎対策事業債まで、さきに土木費国庫補助金のほうでも申し上げましたけれども、生活道路整備事業等の事業費の補正に伴いまして路線ごとに充当する起債の補正でございます。また教育債で過疎対策事業債（榎川給食センター）330万円の計上でございますが、榎川給食センターの給湯ボイラーが故障いたしまして、機器を更新する工事費に対します過疎債を計上するものでございます。

続いて5ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正でございますが、子ども・子育て支援システム構築委託561万6,000円でございます。平成26年度の子ども・子育て支援制度施行に必要なシステムの構築に関しまして25年度中に着手する必要があるため、今回限度額と期間を追加するものでございます。

ページをめくっていただきまして6、7ページをお願いいたします。第3表地方債の補正でございます。先ほど起債で説明させていただいたとおり、生活道路整備事業等公共事業等債の限度額の変更、それから榎川給食センターにかかわる過疎債の追加を今回お願いするものでございます。補正予算につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けます。

山口恵子委員 今説明あった5ページの債務負担行為の補正の件なんですけれど、今25年度子ども・子育て支援システムの関係でアンケートをしていると思うんですね。それで、それをもとに26年度は計画をし、27年度から事業を実施するというような計画だと思うんですけれど、このシステムの構築委託、内容わかりましたらどんなものかを。

財政課長 25年度中に着手するという必要があるためというふうに申し上げましたけれども、県でもですね、これを25年度の補正予算に計上させていただきました。6月補正だというふうに思いますけれども。25年に着手いたしますと26年度におきまして国庫補助金が充当できると、こういうこともございまして、今回債務負担行為をお願いしたものでございます。

システムの構築の内容につきましては、まず保育所への入所ですとか保育料の決定、これは現行のシステムがございすけれども、この新システムへの移行、これに加えて保育所のほか幼稚園ですとかいったところの入園希望者の認定区分の決定、こうしたものも構築をしております。それから、これまで私立の保育所への保育所運営費の支給というものにつきましては、今後給付費いわゆる委託料の支給ということになるとともに、私立幼稚園の就園奨励費の支給、これもこれまでございましたけれども、これも給付費の支給ということで、旧のシステムから新しい全国統一のシステムに移行するための構築を行っていくというものが主な内容でございます。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 30ページの斎場の燃料費ですけれども、説明の中で灯油の高騰と火葬の数が多いという説明がありましたけれども、比重的にはどっちがどれぐらい多いのか、内訳等もしわかれればお願いします。

生活環境課長 今の回答でございますが、まず燃料を当初予算95円で見えておりましたが、これを99円で今見させて、今はもう既に100円を超えておりますけれども、予算時においてはそういうふうに考えておりました。火葬件数の増加でございますが、平成24年が822件でございました。今年度は今現在890件くらいに

なるだろうということで、残念ながら火葬される方がふえてきているという状況でございます。

柴田博委員 この112万5,000円のうち、先ほどの灯油代の値上がりによるものというのは大体このうち幾ら分ぐらいかと。

生活環境課長 全体の55%ぐらいを占めているということです。

柴田博委員 斎場の燃料費でこういう高騰を原因とする補正が出ているわけですけど、それ以外のところでそのような処理をする必要はないんでしょうか。学校とか保育園とか、そういうところではどうなんでしょう。

財政課長 燃料費につきましては、燃料単価の高騰ということでやはり現予算に対して厳しい状況でございますけれども、今回の斎場等、需要が見込まれるものにつきましてはそれぞれの補正対応とさせていただいております。ただし、現予算の燃料費の中で対応できるものにつきましては、今後使用量の節減等に努めながら現予算の中で対応していくという方向で考えております。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

山口恵子委員 16ページの職員採用の件でちょっとお聞きしたいんですけど、今特にこども課のほうで保育士さんが不足しているっていうような現状があって、常に募集をかけているけれどもなかなか集まらないっていうことを聞くんですけども、現状はどんなような状況か、もうちょっと詳しくお聞きできれば、正規ならいいけれども嘱託だといけないとか、その辺の状況はどんな状況でしょうか。

人事課長 保育士さんに限って御説明させていただきますけれども、正規の採用については、一応定年退職者補充ということで若干今、現状では昨年それから今年の採用試験、それよりも若干多めには採っております。あとですね、先日、来年度の嘱託員、嘱託の保育士の面接試験もやったんですけども、やはり実際に不足している数だけ申込者がなくてですね、ほとんど全員採用させていただいたんですけども、やはり保育士自体がですね、社会の中っていうかで不足しているようで、うちのほうとしてはできるだけ足りない分、欠員の部分は正規なり嘱託で補充させていただくということで今、努めておりますけれども、若干足りない部分は現状として出てきております。

山口恵子委員 現状として未入3歳未満児もふえているので保育士も必然的に必要になってきますし、発達障害のお子さんとかやはり加配が必要なお子さんもふえてきているということで、お聞きしますと今年度加配が必要なお子さんでもお断りしているというか、加配の先生がいなくてその障害のあるお子さんの入園を本当に断っているというような状況をお聞きしますと、やはりその辺、正規をふやすのか何とか採用につながるような対策をしっかりと練っていくことが大事ななというふうを感じるわけなんですけれども、その辺いかがですかね。

人事課長 今、委員さんおっしゃるとおりなんですけれども、ただ現状としましては職員定数が決まっている中で、保育士、それからほかの職種も専門職はあるんですけども、若干ふやしている中で、その分事務職が減らしているっていうような状況もございまして、じゃあそのしわ寄せが、役所の中の事務職の部分が若干、今しわ寄せが来ているっていうような状況もございまして、一概にこれ以上、保育現場が大変だから保育士をふやしていこうっていう考えではなくてですね、嘱託、臨時をうまく対応する中で、今、委員さんおっしゃったように、例えばゼロ歳児の増加とか、そういうものもございまして現状はよくわかるんですけども、嘱託、臨時等を絡める中で、全体枠の中で一応対応させていただいているのが現状でございます。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終わります。議案第19号は、付託された部分について原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）の総務環境委員会に付託された部分について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

時間になりましたけども、あと陳情だけですので続けてやらせていただきますが、お願いいたします。

陳情12月第1号 最低制限価格の設定に関する陳情

委員長 それでは陳情、総務環境委員会に付託されました陳情、最低制限価格の設定に関する陳情でございます。陳情の、それでは審査を行いたいというふうに思います。事前に文書表が配付されていますので、朗読は省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 委員より質問、意見ありましたらお願いいたします。

柴田博委員 陳情内容にかかわる問題で、塩尻市の場合には実際にはどうなっているかっていう説明を、担当課でもしできればお願いします。

委員長 上條課長か。ちょっとあれか、呼んできてもらって。ちょっと呼んできてもらえる。そのほかでありましたら。ちょっとお待ちください。

それでは陳情12月第1号の最低制限価格の設定に関する陳情で、塩尻市の現状、設計単価価格等の現状について担当課、説明をお願いします。

契約担当課長 建設コンサルタントの塩尻の現状でございますが、現在最低制限価格、また失格基準価格につきましては設けてございません。その対応といたしまして、低入札価格制度マニュアルというものをういまして、価格の低い場合につきましては調査をして落札を決定していくという方法を採用しております。以上です。

柴田博委員 もう少し具体的な数字も入れて説明してください。

契約担当課長 低入札価格調査制度マニュアルでございますが、設計金額1億5,000万円以上の建設工事並びに設計金額50万円以上の建設工事にかかわる測量・調査・設計・補償及び工事監理の委託業務の競争入札につきまして適用しております。低入札価格の基準価格の設定でございますが、建設コンサルタント等の委託業務につきましては、予定価格の10分の5を乗じて得た金額に満たない額という形で行っております。以上です。

柴田博委員 陳情者は塩尻市の今の現状を知った上でこういう陳情を出してきているんですけども、担当課としてはどんなお考えをもっているか、もしよかったらお聞かせください。

契約担当課長 担当課といたしましても、低入札価格調査制度につきましては以前よりずっと現在も行っております。また、現在の塩尻市の状況といたしまして、このような建設コンサルタントにつきましてはの落札率につきましては、昨年平成24年度でございますが、35件建設コンサルタントございました。そちらの入札につき

ましては平均97.06%、また本年におきましては現在39件の入札がありまして、平均としましては95.52%というような形で、平均落札率から見ますと、ある程度深い形での入札というものはない状況ではございます。ただ、他市の県内の状況を見させていただきますと、県内19市におきまして現在このような最低制限価格制度または失格基準価格制度というものを採用していない市が、現在のところ塩尻市も含めまして5市という形で、残り5市がこのような最低制限価格等を採用していないという状況であり、今後また、今50%というような形にはなっているんですけど、そのような金額での入札等もあり得る、ないとは言えないというような状況がある中が想定されるようであれば、今後このような他市の状況も見据える中で、最低制限価格制度また失格基準価格というものについて適正な入札の執行を図る上でも検討をしていくべきではないだろうか、そのように考えております。

柴田博委員 とりあえずいいです。

委員長 いいですか。そのほか、ございますか。

副委員長 この陳情書によりますと、最低制限価格をですね、発注予定額の85%程度というふうに具体的に数字が示されているということ、それと中段にですね、しかしこのことを熟知しない建築士事務所が低価格で応札し、結果適正な業務が遂行できなかったとの事例も起きているというようなことも書いてあるわけですが、これは当市のことではないと思いますが、実際はですね、やっぱり建築の場合も監理委託というのをやっているわけですね。設計のほかに実際業務に当たっては監理委託をして専門の業者が実際を見ているわけですね。そんな中でこういうことってあり得るんですかね。

契約担当課長 今現在そのような低価格といいますか建築工事ですか、この関係におきまして低価格で低入札価格調査マニュアルに引かかるような工事の設計についてはございません。また、それに準ずるような形での低価格と言っていいかどうかわかりませんが、現在応札した、とった業者につきまして業務が遂行できなかったというような話は聞いてございません。

副委員長 そうするとですね、今最低入札価格は大体19市の中でですね、どんな状況になっておりますか。わかる範囲で結構ですので、まずそこら辺を教えてくださいと思います。

契約担当課長 19市の状況でございますが、19市の建設コンサルタントの業務における最低制限価格の上限下限で設定してある市がほぼでございます。その中で、最低の下限としましては約60%、上限としましては85%というものがございまして、上限85%と設定してある市につきましては、19市のうちの3市が上限80%ということで、それ以外の市につきましては上限が80%または70%というような形、まちまちでございます。

副委員長 済みません。今85%を採用しているのは3市ということでしたか。ちょっと聞き間違えたかもしれないのでちょっと教えてください。済みません、何回も。

契約担当課長 3市、3つの市でございます。

副委員長 本市の場合はですね、やっぱり50%の制限価格ということで、限度額ということの中では特にこれで問題がなかったということと、他市がやっぱりそんなに高い最低制限価格を設定していないということ、それと今聞いていますとこういう委託については九十何パーセントということになるとですね、逆にほかの市の状況の中には最高制限価格って言ったかいね、そういうようなことも設定している市もあるっていうものですから、

逆にそんなようはずっと高いなら、そんなようなことも研究するっていうことも、それはちょっと時代のあれに逆行するということかもしれませんけれども、ちょっと私は85%までは上げなんでもいいんじゃないかなと思うもんですから、意見としてそんなことを言わせていただきます。

柴田博委員 今のお話の中で85%という数字が出ているって言ったので、どこに出ているんですか。

副委員長 今言われた。済みません、この要望書のここに85%って。

柴田博委員 陳情文書には出てないよね。

副委員長 裏にあります。

柴田博委員 どこに。ないよね。ない。何も出ていない。

委員長 もとにはたしか載っていたんじゃないかな。

柴田博委員 陳情書には載っているってこと。

山口恵子委員 ちょっと確認ですけども、塩尻市としては今までも低価格になるようなこともなかったし、そういった現状から最低制限価格を設定していなかったっていう理解でよろしいでしょうか。

契約担当課長 特段、そのとおりです。低入札価格調査という形で今まで対応できたという状態です。

山口恵子委員 だもんで必要性もなかった、現状からするとそういった必要性もなかったから設定をしていなかったっていう理解でいいですか。

契約担当課長 言われたとおりでございますけれど、平均落札率につきましても、もう90%以上という形の中で、飛び抜けてそういった形で深く入ってくる、またそこで競争性を持つような形が今までなかったというのは事実でございます。

委員長 そのほか、ございますか。扱いをどのようにすればいいのか。このまんまおくってというわけにいかない。

柴田博委員 普通の、例えば採択した場合には意見書を出すとかいう、国に対してね、のと違うもんで、これは採択した場合にはどういう形になるわけですか。市長に対してつくれという意見書を出すっていうこと。

委員長 塩尻市に対するものですので市長についてということで。

柴田博委員 に対する意見書を出すっていうこと。要望書を出すということ。

委員長 それでいいのかね。

柴田博委員 だって、つくってくださいって書いてあるもんでさ。

議会事務局庶務係長 特にですね、採択された場合には意見書ということではありませんで、採択をしたことに対して市のほうで対応を、またこういう結果になったというものを返していただくという形になりますので。

柴田博委員 ここの議論を見て市のほうが勝手にやってくれる。

議会事務局庶務係長 はい、結果を返していただくようになっております。

委員長 それでも何か結論は出さなきゃいけないぞら。

柴田博委員 先ほどの担当課のお話でもですね、場合によっては必要になる場合もあるみたいな話でしたので、こういう制度をつくっておいて別に不利益はないと思うんで、私は採択すべきだと思います。

委員長 ほかにございますか。今、採択という意見が出ておりますが、採択でよろしい。

副委員長 済みません。やはりですね、やはりここには明確に、陳情というかこの中にですね、85%という

ことを明示されていると思いますので、そうなりますと、採択されたということになると一応85%っていうのを相手の方はそれをある程度意識してもらっているんだなというように感じられると思いますので、そこら辺は明確にパーセントまではどうでしょうかね。しっかり出せれるものならあれなんですけど、私はもうちょっとこの85%というのは研究するべきだと思いますが。

柴田博委員 今私たちがもらっている陳情文書表にはそんなものは書いてありませんので、そんなことは話の中身にはなりません。何でこういう文章になったの、じゃあ。

議会事務局庶務係長 陳情書のほうの原本のほうなんですけれども、その85%という数字が載っているものは、上の四角の枠に囲ってある部分のみしか載っておりませんで、こちらの事務局のほうで作成した陳情文書表にはその枠のところをちょっとはずしてしまったものですから、85%という表示がなかったということになっております。原本のほう、ちょっと枠の中を朗読させていただきますけれども、お願いいたします。

柴田博委員 それはだって、大問題だよ。それがなきゃ、あるとないと全然違う、中身が。

委員長 ちょっと朗読して。

議会事務局長 申しわけございません。四角の中ですが、建築物の設計・工事監理業務等を入札により発注する場合には、最低制限価格を発注予定額の85%に設定していただきますよう陳情いたします、ということが別個に別枠で載っております。申しわけございません。

委員長 それじゃあ、済みません。これで休憩をして。いい。進めていい。

柴田博委員 だって、これじゃあできないよ。陳情の趣旨が違っているじゃん。

中原輝明委員 もう一度焼いてさ、そしてもう一回勉強して。

委員長 ちょっと陳情の文書表のこのところ、少し最低制限価格85%って入れてもらわなきゃいけない、この一番下のこれへ。印刷して。そういうことで、済みません。じゃあ1時20分まで休憩をいたしまして、1時20分再開いたします。よろしく申し上げます。

午後 0時15分 休憩

午後 1時20分 再開

委員長 それでは、時間になりましたので休憩を解いて再開いたします。

副市長 大変恐縮でございますけれども、総務部長が所要のため欠席をさせていただきたいと存じますが、よろしくどうぞお願いいたします。

委員長 はい、わかりました。それでは審査、再開いたします。

副委員長 提案の陳情の内容にですね、不明確な部分があると思いますので、陳情書の原文のですね、提出をお願いしたいと思います。

委員長 それでは、そういうことでよろしいでしょうか。事務局、お配りください。

これが原文でございますので、先ほど午前中に事務局のほうから読み上げていただきました。一番上に四角で囲ってあるところに、発注予定価格の85%程度に設定していただきますよう陳情いたしますという、先ほどから審査の中で出された85%というのはこのことでございますので申し上げます。あと、内容はこの陳情の回付文書表の中身でございますのでお願いしたいと思います。それでは審査、行いたいと思いますが、意見、お願い

します。

柴田博委員 先ほど私、採択すべきというふうに発言したんですけれども、85%というのが見てなかったものですから、私が採択すべきと思ったのは、何パーセントにするかは今後検討するとしてそういう制度はあってもいいなと思ったもので、そういう意味で採択というふうに言ったんですが、初めから85%で切ってくれというのはちょっと今のところでは無理かなという気もしますので、先ほどの採択という発言は取り消させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 そのほか、皆さん、意見ございましたら。

森川雄三委員 それではですね、趣旨採択ってということでどうですかね。もうね、いつまでもね、議論しても、それでひとつ決っていただければと思いますが。

委員長 趣旨採択という意見が出されましたが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、平成25年12月第1号陳情の最低制限価格設定に関する陳情書については、趣旨採択ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 そうすることで、全員の一致をもちまして趣旨採択ということに決しました。以上、審査は終了いたします。それでは。

閉会中の継続審査の申し出

協働企画部長 今までの御審査ありがとうございました。なお、継続審査のお願いでございます。この委員会が所管いたします総務部、協働企画部、市民環境事業部それぞれ懸案事項等抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等お願いする場合がございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。なお、当委員会の審査の結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

副市長 慎重審査をいただきまして、提案をいたしました全ての事項について原案どおりお認めをいただきましてありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

委員長 以上で、12月定例会総務環境委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後1時25分 閉会

平成25年12月17日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印